

平成 30 年 第 2 回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(平成 30 年 8 月 3 日)

茨城県南水道企業団議会

平成30年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

平成30年8月3日(金) 午後2時01分 開 会

議事日程

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

日 程 第 2. 会期決定の件

日 程 第 3. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について

議案第 2 号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 茨城県南水道企業団議会特別委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

報告第 1 号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 2 号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について

日 程 第 4. 一般質問

| | | | | |
|------|----|-----|---------|----|
| 出席議員 | 議長 | 2番 | 若 泉 昌 寿 | 議員 |
| | | 1番 | 花 嶋 美清雄 | 議員 |
| | | 3番 | 伊 藤 裕 一 | 議員 |
| | | 4番 | 尾 野 政 子 | 議員 |
| | | 5番 | 柳 井 哲 也 | 議員 |
| | | 6番 | 鈴 木 かずみ | 議員 |
| | | 7番 | 石 引 礼 穂 | 議員 |
| | | 8番 | 椎 塚 俊 裕 | 議員 |
| | | 9番 | 深 沢 幸 子 | 議員 |
| | | 10番 | 杉 野 五 郎 | 議員 |
| | | 11番 | 岩 澤 信 | 議員 |
| | | 12番 | 染 谷 和 博 | 議員 |
| | | 13番 | 佐 藤 隆 治 | 議員 |

14番 結城 繁 議員

欠席議員

なし

説明のための出席者

| | |
|-------|--------|
| 藤井信吾 | 企業長 |
| 中山一生 | 副企業長 |
| 根本洋治 | 副企業長 |
| 佐々木喜章 | 副企業長 |
| 根本昌実 | 事務所長 |
| 細谷雄一 | 次長 |
| 唯根正敏 | 次長 |
| 秋田浩樹 | 経営企画課長 |
| 野中治 | 会計課長 |
| 川井克治 | 業務課長 |
| 倉島正彦 | 工務課長 |
| 本多裕之 | 管理課長 |
| 腰塚信行 | 配水課長 |

茨城県南水道企業団議会事務局

| | |
|------|----|
| 雑賀勇 | 局長 |
| 野友省男 | 係長 |
| 飯塚昇明 | 書記 |

平成30年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第1号 茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について
- 議案第2号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第3号 茨城県南水道企業団議会特別委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第4号 平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

平成 30 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

| 議 員 | 質 問 の 要 旨 |
|---------|--|
| 1 鈴木かずみ | <p>1 議案第 1 号、茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本条例の設置目的は 2. 審議の方向性について 水道法にもとづく基本的考えを堅持すること。あくまでも、住民負担を招く水道料金の値上げにつながるような議論はしてほしくないこと。 3. 議会への報告について 4. 審議会委員の選出方法について (1) から (5) までそれぞれの選出方法と公募について 5. 審議会は公開で傍聴可か <p>2 議案第 4 号、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査意見について聞く <ul style="list-style-type: none"> ・29年度決算審査意見書から 企業債の効果的活用と借りすぎを防ぐべく適正な企業債残高の管理をとあるが、老朽化対策、災害予防等のためにも、最大限の活用を図るべきと考えるが、その限度をどのようにみているのか。また、起債に余裕があるのか。あるとすれば管路更新のペースをアップする具体的方策について。 類似団体から見ても非常に遅れている。管路更新率は全国平均0.76に対し類似団体は0.67、当企業団は0.19と報告されている。緊急性があるのではないか。 (当年度末企業債残高33億5,516万4,556円) 2. 浄水費について 29年度決算においても浄水費25億2,739万4,104円で、水道事業費用に占める割合は50.1%。たびたび県に対して引き下げを要望していると報告されているが、状況について。 県知事が替わっての反応は。 29年度決算において実質使用量との乖離について。 |

| 議 員 | 質 問 の 要 旨 |
|--------|--|
| 2 伊藤裕一 | <p>1 議案第1号、茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審議を踏まえ、水道料金値上げもあり得るのか 2. 答申の提出時期 3. 委員構成の多様性確保 |
| 3 杉野五郎 | <p>1 議案第1号、茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該条例制定への背景（経緯）は？ 2. 当該条例制定の目的は？ 3. 具体的な審議の対象とする内容（項目）は？ 4. 委員の選出方法は？ 5. 開催の頻度は？（年に何回位か） 6. 近隣自治体（事業者）での設置状況は 7. 設置されている自治体での諮問内容は 8. 委員の構成について詳細に 9. 審議会の傍聴は可能か <p>2 議案第4号、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算書3頁・4頁の「資本的収入及び支出」の内容が予算と比較すると大幅に変化しているが、その事由は？ 収入 企業債15億円↘9億円 6億円減 支出 建設改良費36.7億円↘15.5億円 21.2億円減 2. 決算書36頁キャッシュ・フロー計算書中の前払金の増減額が極端に変動しているが、その内訳内容と事由は？ 予算 △41.4百万円↗△875.8百万円 834.4百万円の増 |

一 般 質 問

| 議 員 | 質 問 の 要 旨 |
|---------|--|
| 1 鈴木かずみ | <p>1 水道法改正の内容について</p> <p>1. 概要について</p> <p>①「関係者の責務の明確化」で広域化・民営化を推進</p> <p>②広域化のために「基本方針」「基盤強化計画」を定め「協議会」設置</p> <p>③適切な資産管理</p> <p>④官民連携の推進</p> <p>2. 企業団としてどうとらえているか</p> <p>2 水道法一部改正の問題点をどう考えるか</p> <p>①水道事業の課題の改善にならない</p> <p>②広域化で地域の実情にそぐわない計画推進のおそれ</p> <p>③民営化で営利本位に変質するおそれ</p> <p>3 今、水道法の理念を生かすことの重要性について</p> <p>政府が推進しようとしている広域化・民営化のもとでも広域化・民営化を進めるかどうかは市町村の判断にゆだねられている。我が企業団が自らの水道を守る道はまだ残されていると考える。地域の実情に余り詳しくないコンサルにゆだねるようなことはさけ、地道に取り組んできた実績をもとに地域の命の水を守る取り組みを推進していかれることを要望する。考え方について。</p> |
| 2 杉野五郎 | <p>1 所謂「経営戦略」（中長期経営計画）について</p> <p>1. 当該策定の目的とその内容の概括（概要）は？</p> <p>2. 当該策定の進捗状況は？</p> <p>3. 当該策定に当たっての課題・問題とそれらの対応は？</p> <p>2 水道法一部改正（案）について</p> <p>1. 今回の水道法一部改正（案）の背景と概要</p> <p>2. 当企業団での対応</p> |

午後 2時01分 開 会

○若泉昌寿 議長

ただいまから平成30年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数13名でございます。5番、柳井哲也議員より遅刻の通告がありました。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○若泉昌寿 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、5番、柳井哲也議員、6番、鈴木かずみ議員、兩名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○若泉昌寿 議長

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○若泉昌寿 議長

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたします。

◇日程第3 議案第1号～議案第4号、報告第1号～報告第3号

○若泉昌寿 議長

日程第3、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾 企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

本日は、平成30年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用中にもかかわらず、ご参集をいただきまして厚く御礼を申し上げます。また、外は大変な酷暑でございます。そういう中でご出席

賜りましてありがとうございます。会議に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

6月18日に起きました大阪北部地震、その後、7月初旬の西日本の豪雨災害でお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。被災された地域の日も早い原状回復と復旧を心よりお祈り申し上げますところでございます。

国内の水道事業体は、老朽化が進む施設の更新、地震を初めとした自然災害に強い基盤施設の確保、深刻化する人材不足など多くの課題を抱えております。当企業団も例外ではなく、高度経済成長時代に集中整備された施設が更新時期を迎えつつあり、今後、老朽化した施設の更新需要が急増することが見込まれております。このような全国的な課題を解決するべく、水道法の一部改正案がさきの国会に提出をされましたが、昨年の通常国会から引き続き日程調整がつかず、継続審査となりました。

改正法の概要につきましては、人口減少や頻発する災害に対応できるよう、施設の維持管理や修繕、計画的な更新を行うなど、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続性を確保することを基本方針として掲げています。こういったことから、早期に法案の成立を望むところであり、去る6月28日に、日本水道協会の主体で、同企業団の職員が他水道事業団の職員とともに、国会議員会館へ法案の成立とあわせ水道整備事業に対する財政の支援、また、起債融資条件等の改善などの要望活動を行ったところでございます。

将来的にほとんどの水道事業体におきまして、老朽施設の更新費用の増大が大きく影響し、財政収支の悪化が予測されることから、水需要の精査や、必要となる基幹管路を適正化することによる事業費の抑制、そして事業の見直し、効率化による経営改革といった具体的な検討が必要となっております。このようなことを踏まえて、当企業団の今後の事業運営においても、長期的な財政見通しのもとで施設整備の見通しと必要財源の確保を計画的に定め、経営の健全化と更新事業の両立を図ることが強く求められております。

本定例会に上程をいたしました案件は、議案4件、報告3件の7件でございます。

それでは、各案件の概要をご説明申し上げます。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道運営審議会条例の制定についてであります。

本件につきましては、現在策定中の経営戦略に基づき、持続可能な水道事業運営の実現を図るため、重要な事項を調査審議する機関として審議会を設置するため制定するものであります。

次に、議案第2号は、茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、水道審議会条例の制定に伴い、審議会委員に対して報酬及び費用弁償の額を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第3号は、茨城県南水道企業団議会特別委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本件につきましては、引用条項であります地方自治法第110条が削除され、同法109条に追加されたため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号は、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。給水戸数は10万5,222戸となり、前年度末より1,267戸の増となりました。給水人口は24万2,544人で、普及率は84.6%となっております。年間総給水量について2,552万8,137立方メートルで、前年度より16万8,157立方メートルの増となりました。有収率につきましては前年度同様91.0%であります。

次に、財務の決算状況について申し上げます。まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は55億7,473万6,200円、総費用については50億4,003万6,845円となり、損益は5億3,469万9,355円の純利益であります。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収支ともに税込額で、収入は、10億656万1,641円、支出については17億3,222万7,690円となっており、翌年度への繰り越し工事資金9億213万5,000円を除く資本的収入額に対し、資本的支出額に不足する額16億2,780万1,049円は、過年度分損益勘定留保資金15億1,128万9,797円、繰り越し工事資金253万円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,398万1,252円で補填いたしております。

次に、剰余金の処分案についてであります。未処分利益剰余金5億8,469万9,355円につきましては、資金を伴わない積立金振りかえ後の未処分利益剰余金5,000万円、及び長期前受金戻し入れ4億3,172万5,504円を資本金へ組み入れ、資金の伴う利益1億297万3,851円は減債積立金へ積み立てるものであります。

続きまして、報告第1号は、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

本件は、若柴配水場更新事業を目的とした建設改良費の予算17億1,882万円を、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、翌年度に繰り越しをしたため、同条同法の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等16件で3億3,722万5,680円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しをしたため、同法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、平成29年度茨城県南水道企業団資金不足比率及び算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするも

のであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○若泉昌寿 議長

12番染谷議員。

○12番（染谷和博 議員）

すみません、会議録署名議員なのですが、出席議員が2名いないといけないと思うのですが、その辺確認をお願いします。

○若泉昌寿 議長

柳井議員が、ちょっとおくれるという連絡があったのですが。

○12番（染谷和博 議員）

現在出席していません。

○若泉昌寿 議長

現在1人ということですね。

それでは、12番染谷議員のほうから今ありましたとおり、変えます。7番、石引礼穂議員に交代をお願いします。よろしいですか。じゃ、お願いします。

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議案第4号、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について監査委員から審査の結果報告を求めます。石橋大輔代表監査委員、お願いします。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

○石橋大輔 代表監査委員

監査委員の石橋大輔でございます。

平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算審査について申し上げます。

審査の概要でございますが、平成30年6月6日水曜日、当企業団会議室におきまして審査を行いました。この審査に当たっては、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき企業長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、当企業団水道事業の運営が法第30条の趣旨に従っているかどうかを主眼として実施した審査の結果でございます。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

総括事項です。

当企業団の収支状況は、総収益が55億7,473万6,200円に対し、総費用は50億4,003万6,845円であり、5億3,469万9,355円の純利益となった。また、現金を伴わない利益であ

る長期前受金戻し入れ4億3,172万5,504円、控除後の数値においても1億297万3,851円となり、前年比49.8%増の3,425万1,254円となった。

増益の主な要因として、営業収益のうち給水収益が3,804万3,600円、0.8%の増、営業費用のうち、退職給付費が6,368万725円、67.7%の減などが挙げられる。しかしながらその一方で、施設の老朽化に伴う修繕費が前年比25.4%増の5,476万5,799円となっており、ここ数年、増加傾向にあるといえ、今後においても、この傾向が続くものと予想される。

財務状況については、主要な財務比率を見ると、安全性を示す資金残高対給水収益比率が94.6%、前年103.8%、また、年間の資金繰りを示す流動比率は682%、前年495.5%、短期支払い能力を示す当座比率については563.7%、前年478.8%と、引き続き良好な状態が維持されているものと判断される。料金回収率は95.4%で、前年の95%と比べて大きな変動はないが、給水収益を有収水量で除した1立方メートル当たりの給水収益を示す供給単価は207円01銭、経常費用を有収水量で除した1立方メートル当たりの給水原価、長期前受金戻し入れ分を、減価償却費から控除しないで計算した旧会計制度の単価は216円90銭で、給水原価が供給単価を上回る逆ざや現象は依然として続いている。

審査意見でございます。

今後、公営企業として、将来にわたり安定的に維持、運営していくためには、順次、老朽化する施設や管路を更新するほか、耐震化などへも対応しなくてはならず、多額の資金が必要となることを見込まれる。つまり、具体的な事業経営に当たっては、アセットマネジメント、経営戦略に基づき、多額の資金を投入しながら更新事業を進めていくということになるが、大幅な給水収益の伸びが期待できない中、内部留保資金、自己資金が不足する場合には、企業債の効果的な活用を図ることになる。よって、企業債の活用には、後の世代の利用者にとって元利金返済が重い負担にならないように、借り過ぎを防ぐべく適正な企業債残高の管理をされたい。

現在、策定に取り組まれている中長期的経営の基本計画である経営戦略について、計画期間内に着実に事業が実施され、さらなる経営の効率化、健全化が進むことを期待する。その反面、経営戦略は、今後10年の長期にわたるものである水道事業を取り巻く環境変化が生じることも十分に予想されるので、今後の変化を注視しながら柔軟な対応も検討されたい。水道事業の根幹ともいえる事業経営に大きく影響する有収率は91.01%で、3年連続91%台と比較的よい状況である。また、平成28年度末の同規模団体の平均有収率90.62%と比較すると0.39ポイント高い状況ではあるが、今後もさらに高い目標値を目指して、引き続き漏水対策を推進し、有収率の向上及び安定した供給体制の確立を図っていただきたい。

入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率はその平均で92.6%であった。今後においても入札契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努められたい。以上でございます。

○若泉昌寿 議長

ここで着席のまま暫時休憩いたします。

石橋監査委員が所用のため退席いたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時21分

○若泉昌寿 議長

会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

議案第1号及び議案第4号についての質問をいたします。日本共産党の鈴木かずみです。議案第1号 茨城県南水道企業団水道運営審議会条例についてです。本条例の制定目的について、まず伺います。

水道法の目的には、第1条、この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的にならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とするとあります。この水道法に基づく基本的考えを堅持することが、審議及び結論の中に保障されるかどうかということが大変問題であります。なぜなら、例えば、経営が厳しいからという理由で水道料金の値上げが必要だというような審議会の答申が出れば、それに基づいて値上げをするということも十分に考えられるわけです。むしろそのために審議会を設定することもあるわけです。何のために水道運営審議会を設定するのか、その目的について伺います。

2点目としまして、審議の方向性についてです。水道運営審議会が何を審議するのか、図らずも今企業長のほうからもお話がありましたように、国のほうでは、水道法改正を行おうとしており、それとの整合性はどうかわかりませんが、当然、それに絡んだ論議もされることでしょう、懸念されることは、経営が大変だという論議の末に、行きつくところは住民に負担を強いる水道料金の値上げ論です。したがって、あくまでも、住民負担を招く水道料金の値上げにつながるような議論はしてほしくないと感じるものです。上から目線で論議するのではなくて、利用者、住民の立場で審議をすることを忘れてはならないと考えますが、どうでしょうか。

3点目としましては、議会への報告についてです。委員の中には、議員も含まれるよう

ですけれども、議会全体への報告はどのようにされるのか、結論が出てから報告されるのでしょうか、その点について伺います。

4点目は、審議会委員の選出方法についてです。1番から5番までそれぞれの選出方法と今後について伺います。審議会の委員の構成は20名以内とあり、企業団議会議員、構成団体職員、民間団体に属する者、水道使用者、学識経験者等とありますけれども、それぞれの選出方法と公募がどのように行われるかについて伺います。

5点目としましては、この審議会、公開で傍聴が可能となるのかどうかの点について伺いたいと思います。以上が、議案第1号についての質問です。

次に、議案第4号について、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてです。この29年度決算審査意見書から見ますと、総括事項の中から見ますと5億3,469万9,355円の純利益ということですが、長期前受金戻し入れ約4億3,000万円を除いても1億297万3,851円の増益となります。

また、財務状況については、主要な財務比率でも安全性を示す資金残高対給水収益比率が94.6%、その比率を見ても引き続き良好な状態が維持されていると判断をされるものです。これらについての中から、企業債についてと管路更新について伺いたいと思います。

企業債の効果的な活用と借り過ぎを防ぐべく、適正な企業債残高の管理をというふうにありますけれども、この老朽化対策、災害予防等のためにも最大限の活用を図るべきと考えます。その限度をどのように見ているのか。まだ、起債に余裕があるのか、あるとすれば管路更新のペースをアップする具体的な方策について伺います。

2点目の管路の更新についてですが、類似団体から見ても非常におくれているわけですね。全協での説明でもありましたが、管路の更新率は全国平均が0.76%に対し、類似団体は0.67、当企業団はといいますと0.19と報告されております。大変おくれている状況の中で、これは当企業団にとっては緊急性があるのではないかと考えます。その点について伺います。

次に、浄水費についてです。29年度決算において浄水費25億2,739万4,104円でありまして、水道事業費用に占める割合は相変わらず50.1%も占めているという状況にあるわけです。たびたび県に対しての引き下げを要望していると報告されておりますが、その状況について伺います。県知事も代わりましたけれども、その反応はどうか、また、実質使用料との乖離について伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

答弁を求める前に、5番柳井議員が入場いたします。14時28分です。

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、茨城県南水道企業団水道運営審議会条例の制定目的及び審議会の方向性についてであります。

給水人口の減少により給水収益が減る中、水道施設の老朽化に伴う更新や耐震化に備えるための具体的な対応策を検討する審議会を設置することといたしました。平成31年3月に完成予定の経営戦略に沿って事業を行う上で、これまで以上に経費削減に努めることがより重要になりますが、企業団の経営努力によって、膨大な施設の更新や耐震化を図っていくには、いずれ限界を迎えることが予測されます。このようなことから、事業費用の負担など、根本的な見直しも必要となってくるため、審議会では、当企業団の運営方針などについて協議していただきたいと考えております。

次に、議会への報告についてであります。審議会からの答申を受け、企業長に報告後、議会議員の皆様へ報告をいたします。

次に、審議会委員の選出方法についてであります。審議会条例第3条にありますように、委員は20名以内で組織します。まず、企業団議会議員は、当企業団議会より4名程度を互選で選出いただきたいと考えております。また、構成団体職員及び民間団体に属する者については、各構成市町に依頼して適任者を推薦願う予定でございます。水道使用者については、当企業団ホームページ及び構成市町の広報紙での公募を考えております。学識経験のある者については、管理者と相談し、近隣の大学などに推薦をお願いしたいと考えております。

次に、審議会は、公開で傍聴可能かについてであります。審議会の傍聴は原則可能とします。やむを得ず非公開とする場合には、事前にホームページ上でお知らせをいたします。

次に、企業債の借り入れ限度額についてであります。限度額についての明確な基準はございません。経営指標の一つに企業債残高対給水収益比率というのがあります。この指標は、給水収益に対する企業債残高の割合で、その規模をあらわしています。平成28年度決算における類似団体の平均は291.78%、給水収益に対して約3倍の起債残高を有しております。当企業団は、当年度決算数値で69.76%となっており、類似団体と比べますと数値はまだ低く抑えられております。

企業債残高は、少ないほうが余裕をもった経営が可能という点では好ましいが、水道事業が起債によって世代間の負担の公平化を図って長期的視点に立った経営を行うといった点では、一定程度、企業債残高があるのはやむを得なく、また、企業債は必要といえます。問題は、企業債残高が過大となることであり、企業債利息などの負担が経営を圧迫しないように企業債残高の水準を管理していくことが重要であります。そのためには、この指標だけでなく、さまざまな指標を複合的に分析し、その時々を経済動向も加味して、流動的に企業債の借り入れ限度額を判断していきたいと考えております。

次に、管路更新のおくれに伴うペースアップに対する具体的方策と緊急性についてであ

りますが、当企業団は、他の類似団体と比べても更新率が低い状態にあります。それが財政状況の改善のため工事を抑制してきたことが要因となっております。平成27年度以降は、確かな資金の裏づけのもと更新工事を増加させておりますが、今後については、現在作成中の経営戦略に基づき、管路の更新だけでなく各配水場の更新も含め、計画に沿って事業を進めていきたいと考えております。

次に、県に対する料金値下げ要望の状況ということですが、本年1月23日に、茨城県知事及び県企業局長に提出した要望書につきましては、当企業団の平成30年第1回議会定例会で報告をさせていただいたところであり、その後、企業局長が変わったこともあり、4月18日に、藤井企業長を初め管理者4名で改めて訪問し、要望書の趣旨を再度確認していただきました。

知事が代わっての反応はとのことですが、企業局長との対談の中で、料金を下げるのは難しいと、これまでの回答と変わりませんでした。しかし、県南地区の余剰水量を県西地区へ融通することを検討しているとの話を改めて伺ってまいりました。平成29年度決算において、1日当たりの実績使用水量と契約水量の乖離ですが、未使用水量は約1万2,000立方メートルになります。年間費用に換算しますと約1億8,000万円となります。このような状況に鑑みまして、今後の値下げ要望は、使用料金の原価について、納得のできる供給事業体ごとの情報公開もあわせて求めていきたいと考えております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

再質問を行います。まず、議案第1号の審議会条例について、その審議会の委員の選出についてですが、この中で民間団体に属するものということの性質についてなのですが、市に依頼して、適任者を推薦してもらおうということなのですけれども、民間団体と一口に言いましても、多種多様な団体があると思いますが、市のほうでもこれだけでは困ってしまうのではないかと思うのですけれども、水道に関係する民間団体があるのか、具体的にどのような団体というお考えがあるのかということについてお伺いしたいと思います。

次に、第4号、決算についてです。さきの大阪北部地震、西日本豪雨などと災害が続き、あちこちで水道管が破裂して、断水や漏水が続き、漏水や耐震といった水道管の問題、改めて浮き彫りになっているところだと思います。

先輩議員に聞きましたところ、阪神淡路大震災のときに、国が補助金を出して管路の更新を促した時期があったようですけれども、県南水道企業団は、このとき一切やらなかったこと、そのツケが企業団の更新0.67という低さにあらわれているのではないかと考えるところです。さらに、前企業長の起債残高を減らすという方針のもとで、老朽化に伴う更新事業などをストップしたと、そのツケも現在の数値にあらわれているのではないでしよ

うか。

ただいまの答弁にありました企業債残高が類似団体で291.78%というのに対して、企業団は69.76%、この違いは、先ほど申しました管路更新率が全国平均0.76に対し類似団体は0.67、当企業団は0.19、極めて低いわけですね。必要なことがやれていないじゃないかと思うわけです。管路の更新というのは100年かかるといわれておりますが、世代間公平というところから考えても、どこを優先するかを考えてやっていかなければならないのではないかと思います。

そこで、一つには、企業団としてこの緊急性を真剣に考えて、審議会の答申だとか、経営戦略だとか待っていないで、緊急課題として取り組む考えがあるのか、そのくらいの問題ではないかと考えております。

2点目としましては、管路の老朽化対策でいえば、国は、大幅な補助金を出して計画的に進めることを、国が率先して優先的にやるべきことではないかと思います。国に対する要望及び緊急要請はされているのかどうかということについて伺います。

次に、浄水費についてですが、県に対する値下げ要望、これは企業団としての経営上最も大きな課題であると思います。使用料金の原価について、納得のできる供給事業ごとの情報公開を求めていくとのことで答弁がありましたけれども、具体的にもう少しわかりやすくこの点についての説明をお願いいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、民間団体とは、具体的にどのような団体を考えているのかについてであります。NPO法人や社会福祉法人、協同組合等多種多様な団体がある中で、民間の立場で社会的なサービスを提供したり、まちづくりの推進を図る活動など、地域に貢献している団体を推薦していただき、幅広い意見を求めたいと思います。各構成市町の各種審議会などに参加実績のある団体を推薦していただきたいと考えております。

次に、更新事業を緊急課題として取り組む考えはあるのかについてであります。既に経営戦略で最重要課題としている石綿管更新事業を前倒しで進め、先ほどもご説明しましたが、平成27年以降は、更新工事費を増額しているところであります。ちなみに、配水管布設替え工事の予算額の推移でご説明させていただきますと、平成27年度は約5億4,000万円、平成28年度は7億2,000万円、平成29年度は8億8,000万円、今年度は12億3,000万円と増額して、更新のペースアップを図っております。当企業団としましても、管路更新率の低さにつきましては、今後も最重要課題として、現在策定中の経営戦略に基づき計画的に事業を進めていきたいと考えております。

次に、補助金の国に対する要望及び緊急要請についてであります。こちらにつきましては、毎年、日本水道協会会員が地元選出の国会議員に対し陳情活動を行っております。また、全国企業団協議会も、毎年同じように活動しております。

次に、県の使用料金の原価について、供給事業者ごとの情報を求めることを具体的にわかりやすくとのことですが、現在、茨城県企業局のホームページに掲載されている予算決算等の経営状況につきましては、県南広域用水供給事業を含めた4供給事業合計の数値しか公表されておらず、当企業団が供給を受けている県南広域用水供給事業単独の経営実態が水道利用者にはわからない状況です。

今後、広域化の推進がさらに広がりを見せていくことを考えますと、一般の利用者にもそれぞれ供給事業者ごとの経営内容をわかりやすく公表していきたいと思っております。また、既に掲載されている茨城県企業局の経営戦略と関連する資料として、給水単価の算定方法等についても、あわせて公開をしていただくよう要望したいと思っております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。3番、伊藤裕一議員。

<3番、伊藤裕一議員 登壇>

○3番（伊藤裕一 議員）

議案第1号 茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について質問いたします。

本審議会の役割につきましては、水道企業団の運営方針などについて審議すると、全員協議会また先ほどのご答弁でご説明があったところでございますが、類似団体と比較した管路更新率の低さ、給水人口の伸び悩み等を考慮しますと、将来的な急激な値上げを避けるためにも、適切な水道料金のあり方について審議事項に入ってくるかと推察するところでございます。そこで、水道運営審議会の審議次第では、水道料金値上げということもあり得るのか、また、審議を踏まえた答申はいつごろまでに提出されることを想定されているのか伺います。

さらに、近年の自治体等の取り組みを見ますと、審議会委員の女性割合を定める公募制をとる等の取り組みにより、審議会の多様性を確保する動きもございます。委員構成については、先ほどご説明があったところでございますが、多様性確保についてはどのようにお考えか伺います。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

伊藤議員のご質問にお答えします。

初めに、水道運営審議会の審議を踏まえ、水道料金値上げもあり得るかについてであります。給水人口の減少により給水収益が減る中、水道施設の老朽化及び耐震化に伴う更新費用の増大が見込まれ、水道を取り巻く環境は非常に厳しくなると予測されます。平成31年3月完成予定である経営戦略は、平成32年から平成41年の10年間を計画期間としており、今お話ししたとおり、今後の更新費用の増大が見込まれますので、審議会の答申によっては、計画期間中に料金改定が必要になることも想定されます。

次に、答申の提出時期についてであります。企業長からの諮問内容によって審議会の開催回数も変わり、答申までの時期に違いが出ます。参考までに、日本水道協会による審議会などの設置活用に関するアンケートでは、答申までの開催回数は4回が最も多く、次いで5回、または2回となっております。

次に、委員構成の多様性確保についてであります。民間団体に属する者及び水道利用者については、女性も積極的に参加できるような幅広い委員構成を考えております。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤裕一議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

10番杉野五郎でございます。議長への事前通告に従い質疑を行います。

初めに、議案第1号 茨城県南水道企業団運営審議会条例についてであります。9点ほど通告しておりましたが、この議案に対して、さきに質疑された鈴木、伊藤両議員の質疑内容と重複しておりますので、その分については割愛したいと思います。ここでは、2点ほどお尋ねいたします。

1点目は、近隣自治体事業者における審議会の設置状況はどんな状況にあるのでしょうか、2点目は、設置されている自治体での諮問内容はどのような事項なのでしょうか、以上2点ご答弁お願いいたします。

大変失礼いたしました。龍ヶ崎市議会では一問一答ということで、それが体に染み込んでおりましたので勘違いをしておりました。早く当議会もこのようになればいいのかなというふうに考えております。それでは、もっと大事な話があります。

次に、議案第4号平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。2点ほど、お伺いいたします。

1点目は、当該決算報告書の3ページ、4ページをご覧になっていただければ分かるかと思いますが、資本金的収入及び支出の内容が予算と比較すると大幅に変化変動しております。

す。

具体的に申し上げますと、収入の部で、企業債が予算では15億円となっております。決算では9億円となり、6億円の大幅な減少となっております。また、支出の部で、建設改良費が予算では36.7億円となっておりますが、決算額15.5億円と21.2億円の極めて大幅な減少となっております。その事由はどういうことなのでしょう、お示しいただければと思います。

2点目ですが、決算附属書類のキャッシュフロー計算書、これは36ページをご覧になっていただければと思いますが、予定キャッシュフロー計算書と比較すると大きく変動している項目があります。それは、前払金の増減額です。予定表では4,100万円となっておりますが、決算では8億7,600万円となっております、8億3,500万円の極めて大きな変動となっております。その事由は何なのでしょう、原因は何なのかということでございます。以上、2点についてご答弁願います。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。根本昌実事務所長。

<根本昌実 事務所長 登壇>

○根本昌実 事務所長

杉野議員のご質問にお答えします。

初めに、近隣自治体での審議会設置状況についてお答えいたします。

県南受水8団体で審議会が設置されている団体は、つくば市、守谷市、稲敷市、阿見町の4団体となります。

次に、設置されている自治体での諮問内容については、つくば市が料金及び経営健全化に関すること、守谷市が前年度の事業実績及び当年度事業計画の報告を年に1度、阿見町が上下水道料金見直しについてなどとなっております。なお、稲敷市については、審議会の開催実績がありません。

次に、議案第4号、水道事業会計決算で予算と比較して大幅に変わった点についてのご質問でございますが、これらはいずれにつきましても、予算編成時点では見込んでいた若柴配水場更新事業における中間払いの請求がなかったことによる影響が主たる事由でございます。資本的収入の企業債については、起債対象事業である若柴配水場更新事業のうち、現金支出のあった前払金約9億円に対して借り入れしたものであります。なお、予算との差額6億円については、平成30年度中に同額を借り入れる予定であります。資本的支出の建設改良費については、継続事業とした若柴配水場更新事業の年割額17億1,820万円は支出されず、そのまま全て逡次繰り越しとなっております。

次に、繰り越した工事などの前払金につきましては、その内訳は17本、10億1,410万円で、そのうち若柴配水場更新事業は4本、8億9,320万円であります。この更新事業の前払金が精算されていけば、キャッシュフロー計算書中の前払金の増減額は約1,730万円の

減少となり、予算との差額も約5,870万円で済んだ計算になります。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

元気が湧きました、それでは、2回目の質疑に入ります。

議案第1号の審議会についてであります。ここ数年にわたり、大手新聞紙上等でこのように報道されております。こちらにございますが、水道、伴う値上げ圧力、耐用年数超え10年前の2.5倍。老朽化、かさむ更新費用、人口減で減収、さらに住民、なぜ今値上げなのか、自治体、赤字で限界。経営基盤強化法案ということで、この法案は、継続ということになっておりますけれども、社会問題化しているということだと思います。ただ、このような報道下のもとでは、あたかも審議会設置が値上げを追認する機関として受けとめられる懸念があります。

当企業団については、決してそのようなことはないものと確信しておりますが、審議会の役割は、財政収支見通し等を参考に、水道管更新事業を遅滞なく計画的に推進していくことであります。そのためには、構成委員となられる皆様にあらゆる知恵を結集していただいて、現在おかれている水道事業の諸課題と、それらの解決の方策を考えていくことにあるかと思っております。もちろん議会もその任に当たっていることはいまでもありません。

次に、議案第4号の決算についてであります。簡潔にご答弁いただきましたが、私がお聞きしたかったことは、なぜ、若柴配水場更新事業が、予算では平成29年度中に17億1,800万円計上されているにもかかわらず、そのまま通次繰り越しとなったのかを説明していただきたくしたのであります。それはさておいて、それでは質問を変えます。繰り越しとなった当該配水場更新工事の進捗状況はどうなっているのでしょうか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

続いて、先ほど質問いたしました。資本的収入及び支出面で大きな変動がありました。今後も、このように予算との大幅な変動差異が生じることがあるのでしょうか、そのことについてお尋ねいたします。さらに、今後、大規模建設改良が計画されることを考えると、資金繰り等に支障を来すことも懸念されるのではないのでしょうか、その点についてもお尋ねいたします。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、若柴配水場更新工事の進捗状況についてであります。平成29年度施工分では、天候不順により約1カ月程度遅れが生じております。しかし、継続事業の全体計画では、今のところ支障なく進捗しております。

このように、予算との大幅な変動があるかにつきましては、今後も予算との大幅な差異が生じることは大規模建設改良工事の繰り越しいかんによっては起こり得ます。大規模建設改良工事費が今後計画の資金繰りに支障が来たすことの懸念につきましては、現在、策定中の経営戦略等を踏まえて、適正な予算措置に努め、慎重に進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

ご答弁ありがとうございました。今回、決算の質疑でどうしてもこのように資金的収入及び支出面での大きな差異について指摘したかについてであります。貸借対照表、またキャッシュフロー計算書も、決算書の中で、損益計算書と同じように極めて重要な位置づけとなっているからであります。相互にそれは密接に連動しているからであります。

ちなみに、貸借対照表での資産の部、現金預金で予算と決算との差異を見てみますと次のようになります。現金、予算では38億8,400万円、決算では45億4,800万円、差異が6億6,400万円、117%となります。これに先ほど申し上げました前払金等を加えた流動資産でその差異を見ますと、その変動は、さらに次のように大きくなっております。流動資産、予算では46億7,400万円、決算では61億4,200万円、差異が14億6,800万円、131.4%という極めて著しい伸びを示しております。このことは、報告第3号に記載されている流動費比率682%の急上昇を見ても明らかです。結果として、当企業団の内部留保資金残高は、前年よりも7億1,900万円大幅に増加し、当年度39億8,700万円となっております。

このように、先ほどの資金的収入及び支出面での大幅な予算との差異、そしてキャッシュフロー計算での予算との差異が、最終的な内部資金残高に大きな影響を与えていることとなります。今回のように、内部利益留保は、大幅に増加することは財務上、好ましいことではあります。反面、なすべき水道の更新事業推進の機会損失であることを意味しているのではないのでしょうか。そのことを申し上げたくてこの質疑に触れたわけであり。また、今回のこれらの質疑は、後ほどの私への一般質問へと続くものです。そのことを申し添えまして私の質疑をここで終わります。ありがとうございました。答弁は結構です。

○若泉昌寿 議長

これで杉野五郎議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○若泉昌寿 議長

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

議案第1号、2号、4号に対する反対討論を行います。

今、国の施策のあり方、税の使い方が大きく問われているときではないかと思えます。さきの通常国会、7月22日閉会しましたけれども、これを通して見えることは、世論の7割から8割が納得していない森友加計問題、国会中継から、虚偽答弁、公文書の改ざん、捏造、廃棄など、民主主義の根幹を揺るがす事態が次々と報道されておりました。国民の怒りと政治への不信感が広がる中、カジノ法案は数の力で採択に踏み切る結果となりました。

なお、今国会では、水道法の一部改正案が提出されていましたが継続となりました。この水道法一部改正は、命にかかわる水事業を広域化と民営化に道を開くものです。この後の一般質問で取り上げてまいりますけれども、民営化になれば利益を追求するために、料金的大幅な値上げは民間業者にとっての必須条件となり、数々の問題が生じてきます。海外で行われた水道の民間委託が見直され、再公営化に踏み切っている海外の経験を、今、日本は学ばなければならないと考えます。

このたびの議案第1号は、直接水道法とは関係ないと申されますけれども、県南水道企業団の運営審議会条例の制定であります。審議会の答申によって、経営戦略と称して管路の老朽化に伴っての経費がかかることをもとに、水道料金の値上げを決めていく土台となるものと考えられます。住民に負担をかけることを考える前に、県の浄水費を何としても引き下げさせること、国の民営化をやめさせることを審議すべきです。そういうことが審議できるのか、安易に水道料金値上げの答申を引き出すことは絶対にやめていただきたい。

住民負担増は、あらゆるところで今進められております。国民の生活に負担をかける介護保険の3割負担はこの8月から実施されます。医療制度でも自己負担額に上限を設けた高額医療費制度が改定され、負担のふえる高齢者が生まれ、国民の暮らしに大きな打撃となっています。

一方、朝鮮半島で平和のプロセスが始まり、防衛省も、北朝鮮のミサイル発射の可能性が低下したことを受け、住民参加の避難訓練は当面中止されました。北海道、中国、四国地方の迎撃ミサイル部隊は撤収しています。それでもなお、イーグリス・アショア2機、6,000億円の取得費を当初の1.7倍に増額するそうであります。そんな税金は、福祉や水道事業に回すべきではないでしょうか、税金の使い方が間違っています。また、今後の水道

事業に大変な危機感を覚え反対するものです。

○若泉昌寿 議長

次に、賛成の方の発言を許します。8番、椎塚俊裕議員。

＜8番、椎塚俊裕議員 登壇＞

○8番（椎塚俊裕 議員）

議案第1号 茨城県南水道企業団水道運営審議会条例について、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま、いろいろご質疑がございました。全国的に高度経済成長期の公共施設再編成が今進んでいる中で、この水道事業においても管路の更新というのが、老朽化の更新というのは非常に早急に対応しなければいけない条件であるということは、皆さんも承知の事実だと思います。さらに、人口減少社会、料金収入減少の難題が直面している現在、企業団においても、数年後には、非常に厳しい状況になっているということは安易に予想ができません。

記憶に新しいところでは、6月の大阪北部地震においては、大口径の水道管漏水の様子がテレビで映し出されていましたが、これにより多くの世帯が断水被害に見舞われました。改めて、地震に強い管路の更新、施設耐震化の必要性を強く感じたところでもございます。また、事前の備えとして、施設や配水管の危険度を認知して、災害時に耐え得る強靱かつ安全な水道施設を構築し、それを持続していくための取り組みがより重要になっていくと感じているところではあります。

このようなことから、今までもさんざん質疑にも出てきましたけれども、この企業団においても高度な経営戦略が必要であるということは間違いのない、周知の事実であります。経営基盤の強化を進めるために、経営戦略、先ほどから何度も出てきておりますけれども、今後の当企業団の水道事業のあり方について議論される審議会の設置は大変意義があることだと思いますし、先ほどから、値上げが前提のような審議会のような言われ方をしておりますけれども、やはり議論することが大事であって、将来、茨城県南水道企業団の継続をやはり切に願って積極的に推進していくことをお願い申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○若泉昌寿 議長

そのほかありませんか。

＜発言する者なし＞

○若泉昌寿 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○若泉昌寿 議長

これから議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道運営審議会条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

議案第2号 茨城県南水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第3号 茨城県南水道企業団議会特別委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり認定及び可決いたしました。

議案第4号、平成29年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○若泉昌寿 議長

賛成多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり認定及び可決しました。

暫時休憩します。

再開は午後3時35分といたします。

休 憩 午後3時20分

再 開 午後3時35分

○若泉昌寿 議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇日程第4 一般質問

○若泉昌寿 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

一般質問を行います。日本共産党の鈴木かずみです。

1番目に、水道法の一部改正についてです。さきの国会では、先ほど申しましたように、水道法改正案が7月5日、衆議院を通過した後、参議院での審議が行われず、成立は見送られ継続審査となりました。次期国会において、参議院厚生労働委員会に付託された状態から審議が始まり、秋の臨時国会で成立が見込まれることになっています。では、この水道法改正案の内容はどんなものなのか、今、水道事業は、どこでも水道管路の老朽化対策の遅れや職員不足など深刻な状態ではありますが、改正案はこれらの課題への対応として、市町村経営が原則になっている水道事業を広域化すること、そして民間参入の推進を掲げています。自治体を水道事業者としたまま、厚生労働省の許可で施設の運営権を民間企業に与える仕組みです。

①としまして、改正案の概要についてですが、関係者の責務の明確化で、広域民営を推進、広域化のために基本方針、基盤強化計画を定め、協議会を設置する、適切な資産管理の推進、官民連携の推進などが挙げられております。水道法一部改正点の、今の点は改正案の概要についてですね、概要について、もう少し詳しく伺いたいと思います。

2点目としましては、水道法の一部改正の問題点、これをどう考えるかということですが、水道事業の課題の改善にならないのではないかと考える意見があります。また、広域化で地域の実情にそぐわない計画推進が行われることも懸念されます。また、民営化で営利本位に変質する恐れが出てくるのではないかと等々疑問視され、マスコミ等でも盛んに取り上げられているところです。

民営化が何をもたらすのかということを考えてみたいと思います。利益優先の民間企業が安全安心の水道事業の責任を果たせるのかという問題があります。海外では、設備投資の不履行や水道料金値上げなどの問題が噴出し、再公営化が相次いでいます。また、民間企業がどこまでの業務を負うのかが不明確で、政府は老朽化対策などを進めるための改定と言いながら、民間業者が管路の耐震化に全く責任を負わなくても、契約次第であり得ると国会で答弁もしています。

広域化も問題です。改定案は、都道府県に広域化推進の法的責務を負わせています。国の基本方針に沿って都道府県が策定する基盤強化計画は、都道府県議会のチェックを不要とし、国の助言、勧告などの権限も無くしています。広域化によって貴重な地域の自己水源が失われたり、施設部門の統廃合、規模拡大、費用削減などが迫られ、住民負担がふえ、サービス後退を招くとの懸念が広がっているところです。

3点目としまして、今、水道法の理念を生かすことの重要性について考え方を伺いたい

と思います。この政府が推進しようとしている広域化、民営化のもとでも、広域化、民営化を進めるかどうかは市町村の判断に委ねられております。我が企業団が自らの水道を守る道は、まだまだ残されているとも考えられます。地域の実情に余り詳しくないコンサルに委ねるようなことは避け、地道に取り組んできたこれまでの実績をもとに、地域の命の水を守る取り組みを推進していかれることを要望しますが、この理念を生かすということの考え方について伺います。以上で1回目の質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

さきの国会で継続審査となりました水道法一部改正の概要についてであります。今回の法改正の基本理念は、水道の計画的な整備を中心とする時代から、人口減少社会や頻発する災害に対応できるよう、施設の維持管理や更新を計画的に行うことにより、水道の基盤を強化し、将来にわたり持続可能な水道とすることを基本とした主要な4項目で、課題解決の方向性が示されています。

一つ目は、関係者の責務の明確化で、都道府県が市町村の連絡調整を行うことで、水道の基盤強化に含まれる市町村の区域を越えた広域的な水道事業間の連携について推進するよう努めなければならないとされております。

二つ目は、広域連携の推進で、単独では事業の基盤強化を図ることが難しい中小規模の水道事業体においては、地域の実情を踏まえつつ、事業者間の連携を図ることが必要となるため、都道府県は、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができるとしたものであります。

三つ目は、適切な資産管理の推進で、老朽化に起因する事故の防止や、安全な水の安定供給のために水道施設台帳を作成し、長期的視野に立った計画的な施設の更新、耐震化及び施設の維持修繕を行うこと、また、財源確保を考慮しつつ計画的な資産管理を行い、更新需要を適切に把握し、その見通しを公表しなければならないという内容になっております。

四つ目が官民連携の推進となります。これは水道事業を支える人材の確保や、官民双方の技術水準の向上に資するものと考え、市町村が水道事業を経営するという原則は変えずに、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が国の許可を受けて水道施設運営権等を民間事業者に設定できるものとしたものです。

次に、企業団として今法改正をどう捉えているかということですが、昨今、ほかの中小事業体からさまざまな厳しい実態を耳にいたします。特に、水道経験職員の大量退職後に技術を備えた職員が減少しており、将来にさらに厳しい状況が予想されるなどの話

でございます。このようなことから、今改正については、水道事業の存続を考えた場合、まだ議論の余地があると思われる施設の所有権を官に置き、運営権を民間業者が行うコンセッションを除き必要な措置であると考えております。

水道法一部改正の問題点とのことですが、この法律は、中小事業体の経営基盤強化の推進を主な目的としていますので、現時点において、当企業団には問題はないと思われま。また、重要性については、我々が既に取り入れている企業団方式は、事業の継続という点では重要な部分に当たる技術継承、人材育成が可能になることで、一定の人口規模を有し、スケールメリットが図れば、広域化の選択肢の中でも理想的と考えられています。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。6番、鈴木かずみ議員。

<6番、鈴木かずみ議員 登壇>

○6番（鈴木かずみ 議員）

ただいま水道法一部改正についての概要及び改正点についての見解等をご質問いたしましたが、コンセッション以外の事項については必要な措置であるとの答弁でした。コンセッション、こういう横文字が出てくるときは大抵わからないようなことが起こることが多いので気をつけなければいけないと私どもは考えているところなのですけれども、このコンセッション、つまり公共施設等運営権ですね、民営化ですね、これはとんでもないことと考えているというふうを受け取れました。

私は、この広域化も大変な問題と捉えています。この民営化については、具体的にどのような点で問題と考えるのか伺いたいと思います。

水道事業の民営化は、安倍政権の成長戦略の一つで、自治体が所有したままの運営権を民間に委託するコンセッション方式の導入による民営化、狙いは命の水を企業の利益の対象とすることです。

現在、静岡県浜松市では、政府主導のもとでコンセッション方式導入可能性を調査し、19年3月までに導入の可否の結論を出す方向で住民から反対運動が起きているところです。浜松市では、今年4月に、既に下水道事業をフランスの多国籍企業に民間委託することを決めています。このような、民間委託については、大阪や奈良市でも問題になりましたが、市民の反対で計画は中止されました。さらに、世界的にも水道事業の民営化が進められてきましたが、フランス、スペイン、カナダ、イギリスと、イギリスにおいては1989年サッチャー政権のもとで水道の民営化を行ったが、水道料金の値上げは約40%にもなり、サービスも向上しない、債務は約6兆円にも達し、水事業の多くはタックスヘイブンを介して税金を納めていない、下水の未処理で川が汚染されるなど多くの問題が解決されず、再び公営化に戻す動きが出ているとのことです。

これは7月21日から23日、福岡で開かれました全国自治体学校に私も参加しまして、そ

ここでイギリスから帰国して報告されましたトランスナショナル研究所の岸本聡子氏の講演がありました。この事業を自治体のもとに戻すことによって、最終的に安くつくこともさまざまな検証から言えることで、住民が安全安心な生活を手に入れること、一度壊したものを元に戻すことは大変な困難さがあること、営利を追求してぎりぎりまで人を削ると必ず危機管理能力が失われること、また、広域化とセットにすれば、もうけが生み出せると考えるということです。結局、議会の関与も無くなるわけです。住民の意見の要望も届かなくなります。水道法で定められた清浄にして豊富低廉な水の供給を図るということなどがどこかに飛んでいってしまう危険性が生まれてくると考えられます。こうしたことを指摘したいと思いますが、企業団としては、具体的にどのような点で問題と考えておられるのか、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

企業団としての民営化について、具体的にどのような点で問題と考えるかということにつきましては、官民連携の推進の中で取り上げられておりますコンセッション方式、こちらにつきましては、先ほど少し触れさせていただきましたが、空港、高速道路、上下水道など、料金徴収を伴う公共施設などにつきまして、施設の所有権を公共自治体に残したまま、運営権を民間業者に設定することができるとしたものでございます。

特徴は、民間業者が経営主体となりますので、事業の最終的な経営責任を持ち、重要な方針、計画や施策の決定権を持つこととなります。識者などの意見では、料金設定のルールを明確に定めないと営利本位に変質することも危惧されております。また、地震などの緊急事態が発生した際に、水道利用者が要求するサービス水準が維持できず、その後、経営が悪化して継続できなくなるなど問題点とされております。

今水道法の理念を生かすことの重要性という点につきましては、全国では、既に人口減少が進み、収益も減少している事業体も出ており、そういった中小事業体にとりましては、今回の法改正や施策は経営の選択肢が広がるということにより、一助になるケースもあるかと思われまます。当企業団の運営方針につきましては、今後も、企業団方式を継続することが最良であると考え、安全、強靱、持続を目指しまして、地域の利用者に水を安定供給していくことを責務といたしまして、今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで鈴木かずみ議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

議長への通告に従い一般質問を行います。大きく分けて見出しのとおり、2項目ございますが、これらは相互に関連しております。また、先ほどの質疑にも関連しております。初めに、今回の決算報告に関し、監査委員が審査意見書の中で、現在、策定に取り組まれている中長期経営の基本計画である経営戦略について云々と指摘されておりますが、その経営戦略についてのお尋ねでございます。

3点ほどございます。1点目は、当該経営戦略策定の目的とその内容の概括についてお示しください。2点目は、当該経営戦略策定の進捗と状況はどうなっているのでしょうか、お示しください。3点目は、当該経営戦略策定に当たっての課題、問題点とそれらの対応についてお聞かせいただければと思います。

続いて、2項目目の水道法一部改正案についてであります。最初の見出しの1、今の水道法一部改正案の背景と概要についてであります。先ほどの鈴木議員の質問への答弁で理解できましたので割愛させていただきます。それで、②の当企業団ではどう対応されているのかについて、具体的に、先ほどの主要4項目についてお聞かせ願えればと思っております。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。秋田浩樹経営企画課長。

<秋田浩樹 経営企画課長 登壇>

○秋田浩樹 経営企画課長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、経営戦略策定の目的と、その内容の概括についてであります。当企業団では、平成24年度に地域水道ビジョンを策定し、健全な事業運営に努めてまいりました。しかしこの間、全国的に人口動態や水需要は減少傾向に突入し、拡張期に整備した施設老朽化が進行して、拡張から維持管理、更新への施策への転換が求められているところなど、水道事業を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、総務省においては、計画期間を最低10年間とした投資計画、財政計画、収支均衡させるための施策などを盛り込んだ経営戦略を平成32年度までに策定、公表することを義務づけています。

また、厚生労働省においては、アセットマネジメントの実施を促し、新水道ビジョンを策定し、50年、100年先の将来を見据えた水道の理想を掲げ、その具現化のための安全、強靱、持続の観点から、取り組むべき事項や方策を示しています。

これらを踏まえ、当企業団では、地域水道ビジョンの見直し時期に合わせて、これまでの環境変化に対応した計画とするために、新水道ビジョンと経営戦略の両方の策定要件を

整えた経営戦略プランを策定することとしました。

その内容につきましては、新水道ビジョンと経営戦略で内容が重複するところはありませんが、主に、前半が新水道ビジョンで後半が経営戦略という構成で考えております。前半の新水道ビジョンは、水道事業全般の現状や課題の抽出、基本方針や方向性を掲げて各施策を掲載していくなどの基本的な構成としては、現在の地域水道ビジョンと大きく変更はありません。後半の経営戦略では、特に財政に関する内容を厚く盛り込むことで、より充実した経営戦略プランが策定できると考えております。

次に、現在の進捗状況についてですが、今回の経営戦略プランは、企業団職員が作成した新水道ビジョンを委託会社が検証し、助言、修正後、経営戦略財政シミュレーションを完成させる予定です。現在は、委託会社で検証している段階で、当初の予定どおり順調に進んでおります。

次に、策定に当たっての課題、問題とそれらの対応についてであります。当企業団では、おこなっている石綿管の更新が最重要課題と考え、平成32年度から10年間で完了する計画としています。また、配水場更新事業や老朽管更新事業なども同時に進めていく必要があります。

こうした中で、将来を見据えた理想を掲げ、目標を立てていく上で、財源の確保や水道技術職員の不足という問題も出てくるかと思えます。このようなことから、アセットマネジメントによる老朽化施設更新の優先順位と施設の延命化を振り分けて、事業の効率化など、投資計画の改善を図るとともに、財源をどこに求めていくかなどの検討もして、投資計画と財政計画の均衡を図っていくことが必要であると考えております。

次に、水道法一部改正について、当企業団の対応ということですが、まず、関係者の責務の明確化と広域連携の推進については、水道の基盤強化のために、都道府県は市町村の広域化の推進役を務めるとともに、協議会の設置及び計画を定めることができるというものであります。既に、茨城県においては、広域連携検討会議が設置されておりました。市町村に対してアンケートや意向調査等が進められております。

現時点においては、事業体ごとの考え方により温度差があります。先ほど、鈴木議員の答弁でご説明させていただきましたが、当企業団では、全国でも早い時期から企業団方式で運営しております。今後の広域化については、環境の変化やほかの事業体の動向を注視する必要があると考えております。

次に、適切な資産管理の推進であります。経営戦略、アセットマネジメント等、計画を策定する上で基本になる水道整備台帳は既に作成済みでございます。また、台帳データをもとに作成される経営戦略の中で、施設の更新に関する費用や事業にかかわる見通しについては平成31年度中に公表する予定です。

次に、官民連携の推進であります。水道事業では、既にメーターの検針や配水場の運転管理など民間委託を行っていますが、今改正では、さらに包括的な意味での官民連携を

推進しております。コンセッション方式については賛否が分かれているところですが、水道事業が重要なインフラであることを考えた場合、当企業団では、現時点において今以上の水準を求める民間委託は考えておりません。以上であります。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

ご答弁ありがとうございました。初めに、経営戦略についてであります。

当該計画策定に当たっての課題は、今ほど答弁されたように、老朽化した施設設備の更新事業、とりわけ最優先として石綿管の早期布設替えであると、そう答弁されておりましたけれども、私もそう認識しております。鉛管もしかりであります。

ところが、それら更新事業の実現を担保する財源の見通しが明確となっております。まさしくそれら事業実現を担保させるために、投資計画と財政計画の均衡が求められることとなります。このことについては、監査委員による審査意見書の中にも意見として述べられております。そこで、お尋ねいたします。策定中の経営戦略をより一層、効果的にするため、毎年、財政収支見通しを作成、公表することは考えているのでしょうか、水道事業を取り巻く環境が大きく変動しております。これらに弾力的な対応をしていくためには、年度ごとの中長期財政収支の見通しは必須ではないでしょうか、この点についてご答弁いただきたいと思っております。

続いて、水道法一部改正案についてです。改正案の中で、水道基盤の強化策として人材不足の直面する課題に所要の措置を講ずるなどとされていますが、当企業団にとっての現人員体制での課題はどうでしょうか、人員不足、マンパワー不足解決の一方策として、広域連合の推進の話も、先ほど、場合によってはというご答弁の中にございましたが、広域連合をも視野に置いて、技術者集団の育成、形成を目指すことは考えられないのか。要するに、事業規模の拡大により、そのメリットを生かし、人材の確保、育成ができるのではないかということです。このことは、県下のあるいは全国の自治体において下水道事業にも求められている課題でもあります。これらを含め、当該課題についての対応、解決策についてどのように考えられているのか、ご答弁いただければと思っております。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

経営戦略をより一層効果的にするために、毎年、財政収支見通しを作成、公表することは考えているのかということですが、経営戦略策定後には、毎年、決算ごとに内

部検証、分析を行いまして、現在お配りしております表やグラフを用いて作成いたしました決算報告書の参考資料に、財政収支の見通しをあわせて議員の皆様にご報告したいと考えております。水道利用者の公表につきましては、内容と公表時期を検討してまいりたいと考えております。

次に、当企業団の現人員体制の具体的課題についてであります。平成25年度以降、ベテラン職員の退職に伴い21名の職員の入れかえがあったため、技術職員の経験年数が少なく、技術継承が追いつかない現状であります。

よく水道は、経験が物を言うといわれ、積み重ねから習得する技術が多い職種です。若い職員には、早く技術を身につけて、今後も災害発生時には即座な対応ができる人員体制を維持していくことが重要になると考えております。適正人員の考え方につきましては、水道の場合、浄水場の有無、民間委託の割合など事業形態によって異なりますが、当企業団では、過去の東日本大震災を経験して、64人の職員体制で早期復旧に至った実績に基づきまして、当時、利根町統合前ということもあり、最低限当時の人員体制を確保していきたいと考えております。

次に、広域連合を推進し、技術者集団の育成、形成を目指すことは考えているかということでございますが、現体制を維持しつつ、効率よく知識を習得するために、研修等に積極的に参加できるような環境整備をするなどいたしまして、技術者の育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。10番、杉野五郎議員。

<10番、杉野五郎議員 登壇>

○10番（杉野五郎 議員）

ご答弁ありがとうございます。人員の件につきましては、ぜひ教育環境を整えて、支障のないよう事業を進めていただきたいというふうに考えております。そして、今の規模がいいのか、あるいは他の自治体も巻き込んで、一緒に事業を進めることも考えられないのか、これは水道事業が単一の事業であるということを考えれば、やはり人員の面において大きなメリットを享受できるのではないかとということで先ほどご提案させていただきました。もちろん、先ほど、さきに質問されたコンセッションですか、それについては、ご答弁のあったとおり、まさしくそのとおりだというふうに考えております。そのことは、意見として申し上げておきたいと思っております。

さて、最後に申し上げたいことは経営戦略についてであります。水道法一部改正案の中では、水道事業等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業にかかわる収支の見通しを作成、公表しなければならないとされております。来年度から実施できる体制になっているのでしょうか、経営戦略の中で折り込み済みだと思いますが、いかがでしょうか。

経営状況と今後の見通しをあらわすのは、中長期財政収支の見通しであると考えており

ます。今回、決算の監査意見書の中でも指摘されております。そしてこれを最も必要としているのは、議員、水道利用者ではないでしょうか。このことについては、私は、これまで何回も定例会において強く正してまいりました。来年度からは、水道運営審議会も設置されようとしております。当議会での審議を充実したものにするには、当該資料、すなわち財政収支の見通しは必須であると考えております。情報の共有なくして、それらの解決の糸口はありません。時代は、それを求めています。いかがでしょうか、ご答弁願います。これで私の今定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○若泉昌寿 議長

答弁を求めます。細谷雄一次長。

<細谷雄一 次長 登壇>

○細谷雄一 次長

杉野議員のご質問にお答えいたします。

今法改正案の中にごございます事業にかかる費用と収支見通しの作成、公表ということで、来年度から実施できる体制にあるのかということですが、現在、単年度予算につきましては、当企業団が自前で作った中長期経営計画のもとに、長期的な水道施設の更新需要と財政収支、この見通しの試算に基づきました予算を作成しております。

現在、その中長期計画につきましては、内部資料として活用しておりますが、アセットマネジメントという手法を取り入れておりませんので精度が低いため、公表してございません。今後、経営戦略の実施期間につきましては、平成32年度から平成41年度の10年間となっておりますので、平成32年度の予算策定以降、年1回は、この経営戦略の数値をローリングした計画としまして、議員の皆様と利用者に公表してまいりたいと考えております。以上でございます。

○若泉昌寿 議長

答弁が終わりました。

これで杉野五郎議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○若泉昌寿 議長

以上で今定例会に付議されました日程は全部終了いたしました。

平成30年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 3時19分 閉会

- 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

平成30年 8 月 3 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 6 番

議員 7 番